

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年2月8日提出
【計算期間】	第23特定期間(自 2018年5月15日至 2018年11月12日)
【ファンド名】	三菱ＵＦＪ 欧豪リートファンド（毎月決算型）
【発行者名】	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 松田 通
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目 1 2 番 1 号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目 1 2 番 1 号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の成長をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、2,500億円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式 債券	MMF	インデックス型
	海外	不動産投信	MRF	
追加型	内外	その他資産 ()	ETF	特殊型 ()
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年１回 年２回 年４回 年６回	グローバル 日本 北米	ファミリー ファンド	あり ()	日経２２５	ブル・ベア型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 ()	年６回 (隔月) 年１２回 (毎月) 日々 その他 ()	欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	TOPIX その他 ()	条件付運用型 ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型 その他 ()
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))						
資産複合 ()						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

有価証券報告書（内容投資信託）

	公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（ＢＢＢ格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（ＢＢ格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
	決算頻度	年１回
年２回		信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
年４回		信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
年６回（隔月）		信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。
年12回（毎月）		信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
日々		信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

欧州各国およびオーストラリアの不動産投資信託証券を実質的な主要投資対象とし、基本投資割合に沿った投資を行い、値上がり益の獲得をめざします。

ファンドの特色

特色

1

欧州およびオーストラリアの不動産投資信託証券(リート)への投資を行います。

- 運用は主にヨーロッパ・リート・マザーファンドおよびオーストラリア・リート・マザーファンドへの投資を通じて行います。



不動産投資信託証券とは

不動産投資法人の投資証券または不動産投資信託の受益証券をいいます。多数の投資家から資金を集めて不動産を所有、管理、運営し、そこから生じる賃貸料収入や売却益を投資家に分配する商品で、一般的にREIT(リート:Real Estate Investment Trust)と呼ばれています。分配金の原資は主に多数の物件からの賃貸料収入などです。

特色

2

基本投資割合に沿った資産構成とします。

- 各マザーファンドへの基本投資割合については70%程度を上限に、委託会社が欧州およびオーストラリアのリート市場規模を勘案して決定し、原則として年1回見直しを行います。見直しにあたっては、各リート市場の配当利回り等を勘案する場合があります。なお、欧州またはオーストラリアのリート市場の規模が大きく変動した場合、ならびに純資産総額が運用に支障をきたす水準となったとき等、やむを得ない事情が発生した際は、随時基本投資割合を見直すことがあります。

<基本投資割合(2018年5月末現在)>



！ 上図の割合は、今後変更となる場合があります。

- 実質的な組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

<マザーファンドの概要>

	ヨーロッパ・リート・マザーファンド	オーストラリア・リート・マザーファンド
主要投資対象	欧州各国の不動産投資信託証券	オーストラリアの不動産投資信託証券
運用目標	S&PヨーロッパREITインデックス(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。	S&P/ASX 200 A-REIT Index(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。

<各マザーファンドの運用プロセス>

ステップ1：投資対象ユニバースの作成

ベンチマーク採用銘柄を主要投資対象とします。

ステップ2：ポートフォリオ案の作成

モニタリング結果に加えて、ファンドの資金動向やベンチマーク構成の変動などを考慮してポートフォリオ案を作成します。

ステップ3：売買執行

売買執行の際には、売買コストの抑制に留意します。

ステップ4：モニタリング

一連の投資行動を分析し、その結果をポートフォリオに反映することで、運用の継続的な改善に努めます。

1 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

2 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)をご覧ください。

指数について

・S&PヨーロッパREITインデックスとは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが有するS&Pヨーロッパ株価指数の採用銘柄の中から、不動産投資信託(REIT)及び同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出される指数です。S&PヨーロッパREITインデックス(配当込み、円換算ベース)とは、S&PヨーロッパREITインデックス(配当込み)をもとに、委託会社が計算したものです。

・S&P/ASX 200 A-REIT Indexとは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが公表している指数で、オーストラリア証券取引所の上場不動産投資信託の値動きを示す代表的な指数の1つです。S&P/ASX 200 A-REIT Index(配当込み、円換算ベース)とは、S&P/ASX 200 A-REIT Index(配当込み)をもとに、委託会社が計算したものです。

・上記インデックスはS&P Dow Jones Indices LLC([SPDJI])の商品であり、これを利用するライセンスが三菱UFJ国際投信株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®はStandard & Poor's Financial Services LLC([S&P])の登録商標で、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC([Dow Jones])の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが三菱UFJ国際投信株式会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これら関係者のいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、上記インデックスの誤り、欠落、または中断に対して一切の責任を負いません。

特色3

毎月12日(休業日の場合は翌営業日)に決算を実施し、分配を行います。

- 分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



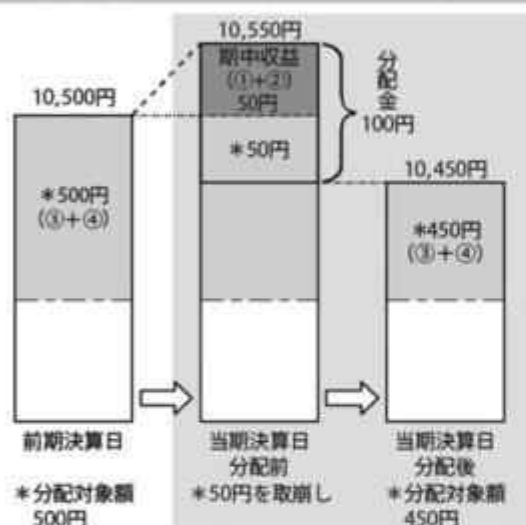
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

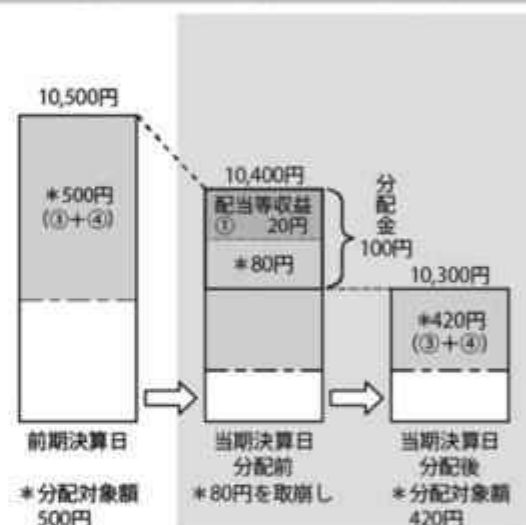
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



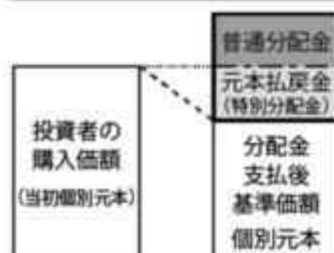
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

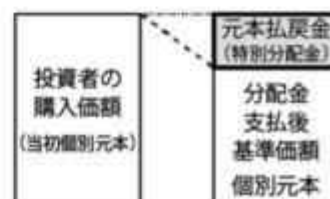
- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

■ファンドの仕組み

運用は主に各マザーファンドへの投資を通じて、欧州各国およびオーストラリアの不動産投資信託証券へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



■主な投資制限

株式	株式への直接投資は行いません。
投資信託証券の一銘柄制限	同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合に制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	不動産投信指数先物取引を行うことができます。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

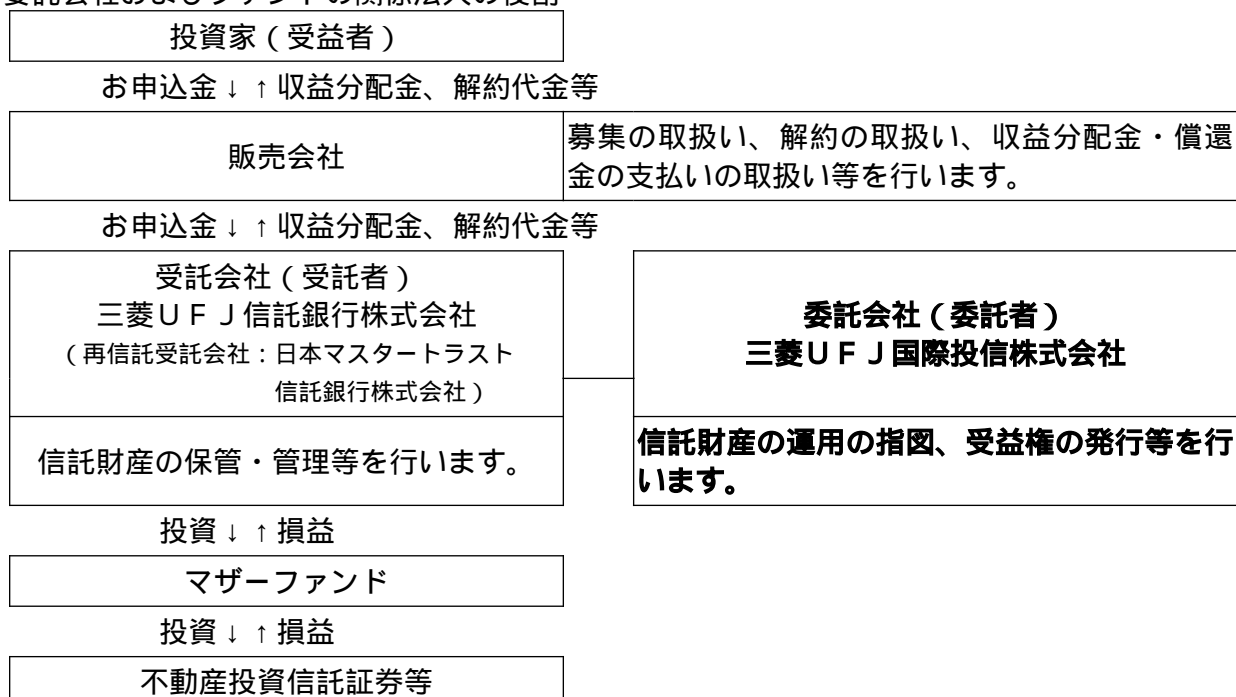
（２）【ファンドの沿革】

2007年6月13日

設定日、信託契約締結、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割



委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
--	----

委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況（2018年11月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更
2015年7月 三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更
- ・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

ヨーロッパ・リート・マザーファンド受益証券およびオーストラリア・リート・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、欧州各国およびオーストラリアの不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）に直接投資することがあります。

主としてヨーロッパ・リート・マザーファンド受益証券およびオーストラリア・リート・マザーファンド受益証券への投資を通じて、欧州各国およびオーストラリアの不動産投資信託証券への投資を行います。

各マザーファンド受益証券への基本投資割合については70%程度を上限に、委託会社が欧州およびオーストラリアのリート市場規模を勘案して決定し、原則として年1回見直しを行います。見直しにあたっては、各リート市場の配当利回り等を勘案する場合があります。なお、欧州またはオーストラリアのリート市場の規模が大きく変動した場合、ならびに純資産総額が運用に支障をきたす水準となったとき等、やむを得ない事情が発生した際は、随時基本投資割合を見直すことがあります。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

ヨーロッパ・リート・マザーファンドは、Ｓ＆ＰヨーロッパＲＥＩＴインデックス（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果をめざして、運用を行います。銘柄選定にあたっては、時価

総額および流動性等を勘案します。

オーストラリア・リート・マザーファンドは、投資成果をＳ＆Ｐ／ＡＳＸ 200 Ａ－ＲＥＩＴ Ｉｎｄｅｘ（配当込み、円換算ベース）の動きにできるだけ連動させるため、原則として、同指数に採用されている全銘柄をその時価総額の構成比に準じて組み入れます。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- １．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限りま。

ａ．不動産投信指数先物取引等

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

- ２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社とするヨーロッパ・リート・マザーファンドおよびオーストラリア・リート・マザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

- １．コマーシャル・ペーパー
- ２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．の証券の性質を有するもの
- ３．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
- ４．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
- ５．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券を除きます。）
- ６．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。

なお、３．および４．の証券を以下「投資信託証券」といいます。また、５．の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

<マザーファンドの概要>

ヨーロッパ・リート・マザーファンド

（基本方針）

この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行います。

（運用方法）**投資対象**

S & PヨーロッパREITインデックス（配当込み、円換算ベース）に採用されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）を主要投資対象とします。

投資態度

S & PヨーロッパREITインデックス（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果をめざして、運用を行います。

銘柄選定にあたっては、時価総額および流動性等を勘案します。

原則として、不動産投資信託証券の組入比率は高位を維持します。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

なお、市場動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

株式への直接投資は行いません。

投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

外国為替予約取引は為替変動リスクを回避するため行うことができます。

オーストラリア・リート・マザーファンド**（基本方針）**

この投資信託は、S & P / A S X 200 A - R E I T I n d e x（配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。

（運用方法）**投資対象**

オーストラリア証券取引所に上場されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）を主要投資対象とします。

投資態度

投資成果をS & P / A S X 200 A - R E I T I n d e x（配当込み、円換算ベース）の動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

原則として、同指数に採用されている全銘柄をその時価総額の構成比に準じて組み入れます。

不動産投資信託証券の投資比率は、原則として高位を維持することとします。

ただし、資産規模の制約により、全銘柄を保有しない場合があります。

対象インデックスとの連動を維持するため、不動産投信指数先物取引を利用し不動産投資信託証券の実質投資比率が100%を超える場合があります。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

なお、市場の流動性や資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

株式への直接投資は行いません。

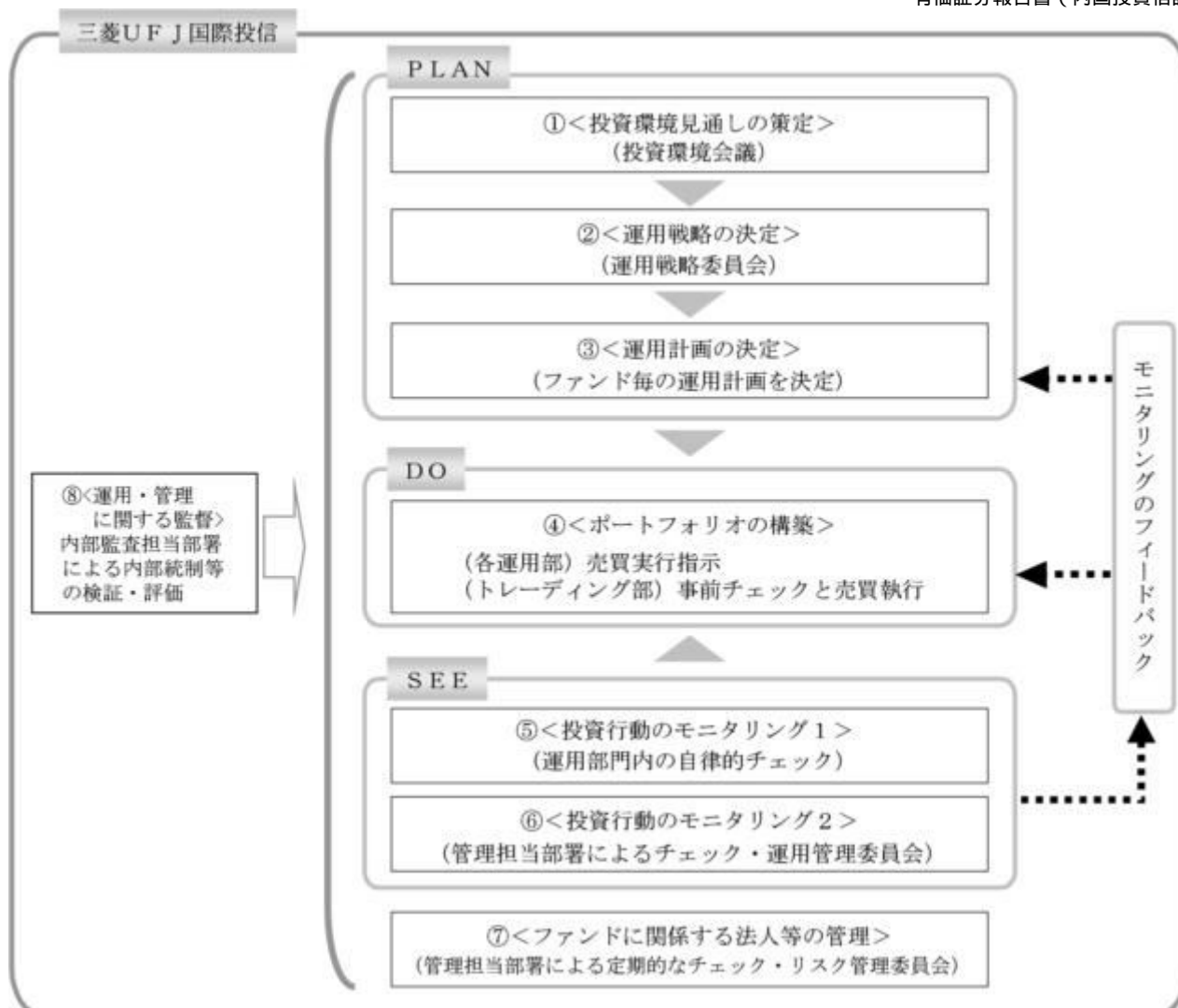
投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

不動産投信指数先物取引を行うことができます。

外国為替予約取引は為替変動リスクを回避するため行うことができます。

（３）【運用体制】



投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健

全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

株式

株式への直接投資は行いません。

投資信託証券

投資信託証券への実質投資割合に制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券

同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合に制限を設けません。

信用取引

信用取引の指図は行いません。

外国為替予約取引

a．委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

b．a．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

公社債の借入れ

a．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b．a．の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c．信託財産の一部解約等の事由により、b．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

資金の借入れ

a．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開

始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

（１）投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

価格変動リスク

一般に、不動産投資信託証券の価格は保有不動産等の価値やそこから得られる収益の増減等により変動するため、当ファンドはその影響を受け不動産投資信託証券の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

保有不動産等の価値は、不動産市況、社会情勢等のマクロ的な要因の他、不動産の質や収益増減等の個別の要因によって変動しますが、災害等による保有不動産の滅失、劣化または毀損があった場合には、その影響を大きく受けることがあります。なお、保有不動産等から得られる収益は、賃料水準、稼働率、借入金利等の要因により変動します。

また、不動産投資信託証券は、株式と同様に上場市場で取引が行われ市場の需給を受けて価格が決定しますが、利回りに着目して取引される傾向もあるため、公社債と同様に、金利の影響を受けることがあります。よって、金利の上昇局面では、不動産投資信託証券に対する投資価値が相対的に低下し、不動産投資信託証券の市場価格が下落する場合があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の不動産投資信託証券は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいい、株式や公社債への投資と同様に、当ファンドはそのリスク

を伴います。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている不動産投資信託証券の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、不動産投資信託証券は、株式と比べ市場規模が小さく、また、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・不動産投資信託証券および不動産投資信託証券が保有する不動産に係る法律、税制、会計などの制度変更が、不動産投資信託証券の価格や配当率に影響を及ぼすことがあります。不動産投資信託証券の投資口数が増加する場合、1口当たりの不動産投資信託証券の収益性が低下することがあります。

（２）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的に関催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

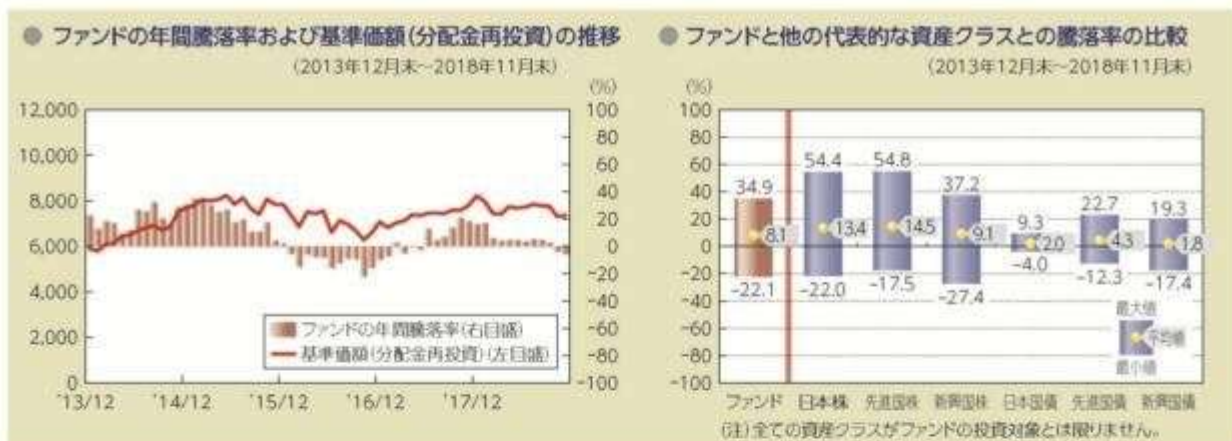
<流動性リスクに対する管理体制>

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	TOPIX(配当込み)	TOPIX(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数(TOPIX)に、現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。TOPIX(配当込み)に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の停止またはTOPIX(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPIとは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(国債)はそのサブインデックスです。わが国の国債で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI(国債)は野村證券株式会社の知的財産であり、運用成果等に関し、野村證券株式会社は一切関係ありません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額（発行価格）×2.16％（税抜 2％）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

（２）【換金（解約）手数料】

かかりません。

換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

（３）【信託報酬等】

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.972％（税抜0.9％）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.37％	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.45％	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.08％	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

ファンドは実質的に上場投資信託（リート）を投資対象としており、上場投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示しておりません。

（４）【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元

本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2018年11月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【三菱ＵＦＪ 欧豪リートファンド（毎月決算型）】

（１）【投資状況】

平成30年11月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	3,077,812,801	99.50
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	15,432,936	0.50
純資産総額		3,093,245,737	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

平成30年11月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託受益証券	ヨーロッパ・リート・マザーファンド	2,254,100,668	0.8363	1,885,287,543	0.7929	1,787,276,419	57.78
日本	親投資信託受益証券	オーストラリア・リート・マザーファンド	740,368,529	1.6985	1,257,515,947	1.7431	1,290,536,382	41.72

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

平成30年11月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.50
合計	99.50

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成30年11月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （１万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第15計算期間末日（平成20年12月12日）	12,310,514,083	12,402,661,477	2,672	2,692
第16計算期間末日（平成21年 1月13日）	12,361,332,586	12,452,189,086	2,721	2,741
第17計算期間末日（平成21年 2月12日）	9,925,422,070	10,014,826,754	2,220	2,240
第18計算期間末日（平成21年 3月12日）	8,372,395,337	8,461,017,578	1,889	1,909
第19計算期間末日（平成21年 4月13日）	11,453,945,844	11,542,095,014	2,598	2,618
第20計算期間末日（平成21年 5月12日）	11,595,163,721	11,682,970,041	2,641	2,661
第21計算期間末日（平成21年 6月12日）	12,563,662,478	12,650,648,170	2,888	2,908
第22計算期間末日（平成21年 7月13日）	10,738,977,780	10,824,592,675	2,508	2,528
第23計算期間末日（平成21年 8月12日）	13,366,661,299	13,451,043,983	3,167	3,187
第24計算期間末日（平成21年 9月14日）	14,047,834,318	14,131,111,817	3,373	3,393
第25計算期間末日（平成21年10月13日）	14,342,543,912	14,425,137,750	3,471	3,491
第26計算期間末日（平成21年11月12日）	14,502,856,662	14,583,885,927	3,578	3,598
第27計算期間末日（平成21年12月14日）	12,490,182,985	12,529,086,307	3,210	3,220
第28計算期間末日（平成22年 1月12日）	13,352,141,972	13,389,901,424	3,536	3,546
第29計算期間末日（平成22年 2月12日）	11,351,661,727	11,388,066,641	3,118	3,128
第30計算期間末日（平成22年 3月12日）	11,445,077,381	11,480,052,629	3,272	3,282
第31計算期間末日（平成22年 4月12日）	11,669,530,482	11,703,173,813	3,469	3,479
第32計算期間末日（平成22年 5月12日）	10,068,052,239	10,100,642,314	3,089	3,099
第33計算期間末日（平成22年 6月14日）	9,173,640,221	9,204,796,497	2,944	2,954
第34計算期間末日（平成22年 7月12日）	8,859,206,395	8,889,606,704	2,914	2,924
第35計算期間末日（平成22年 8月12日）	8,674,838,189	8,704,471,807	2,927	2,937
第36計算期間末日（平成22年 9月13日）	8,966,638,482	8,995,656,683	3,090	3,100
第37計算期間末日（平成22年10月12日）	9,077,118,649	9,105,116,594	3,242	3,252
第38計算期間末日（平成22年11月12日）	8,637,043,018	8,664,053,788	3,198	3,208
第39計算期間末日（平成22年12月13日）	8,384,025,433	8,410,270,538	3,195	3,205
第40計算期間末日（平成23年 1月12日）	7,967,980,713	7,993,471,361	3,126	3,136
第41計算期間末日（平成23年 2月14日）	8,132,987,389	8,157,660,811	3,296	3,306
第42計算期間末日（平成23年 3月14日）	8,025,383,346	8,049,564,433	3,319	3,329

第43計算期間末日	(平成23年 4月12日)	8,326,331,124	8,349,976,073	3,521	3,531
第44計算期間末日	(平成23年 5月12日)	7,968,938,107	7,992,020,924	3,452	3,462
第45計算期間末日	(平成23年 6月13日)	7,693,736,931	7,716,268,350	3,415	3,425
第46計算期間末日	(平成23年 7月12日)	7,276,104,857	7,297,950,142	3,331	3,341
第47計算期間末日	(平成23年 8月12日)	5,916,775,497	5,938,185,166	2,764	2,774
第48計算期間末日	(平成23年 9月12日)	5,910,023,456	5,931,069,602	2,808	2,818
第49計算期間末日	(平成23年10月12日)	5,555,284,361	5,576,002,739	2,681	2,691
第50計算期間末日	(平成23年11月14日)	5,694,243,531	5,714,585,576	2,799	2,809
第51計算期間末日	(平成23年12月12日)	5,356,831,269	5,376,821,797	2,680	2,690
第52計算期間末日	(平成24年 1月12日)	5,141,851,202	5,161,511,404	2,615	2,625
第53計算期間末日	(平成24年 2月13日)	5,403,084,545	5,422,099,000	2,842	2,852
第54計算期間末日	(平成24年 3月12日)	5,632,432,797	5,651,040,816	3,027	3,037
第55計算期間末日	(平成24年 4月12日)	5,378,558,364	5,396,888,836	2,934	2,944
第56計算期間末日	(平成24年 5月14日)	5,312,184,396	5,330,184,721	2,951	2,961
第57計算期間末日	(平成24年 6月12日)	4,933,661,715	4,951,301,199	2,797	2,807
第58計算期間末日	(平成24年 7月12日)	5,155,496,457	5,172,834,783	2,973	2,983
第59計算期間末日	(平成24年 8月13日)	5,189,580,523	5,206,486,798	3,070	3,080
第60計算期間末日	(平成24年 9月12日)	5,198,059,328	5,214,613,268	3,140	3,150
第61計算期間末日	(平成24年10月12日)	5,210,045,741	5,226,323,584	3,201	3,211
第62計算期間末日	(平成24年11月12日)	5,178,132,207	5,194,111,587	3,241	3,251
第63計算期間末日	(平成24年12月12日)	5,487,750,531	5,503,330,099	3,522	3,532
第64計算期間末日	(平成25年 1月15日)	6,007,722,608	6,023,101,035	3,907	3,917
第65計算期間末日	(平成25年 2月12日)	6,112,829,138	6,127,980,461	4,035	4,045
第66計算期間末日	(平成25年 3月12日)	6,230,836,225	6,245,740,632	4,181	4,191
第67計算期間末日	(平成25年 4月12日)	6,524,885,650	6,539,554,193	4,448	4,458
第68計算期間末日	(平成25年 5月13日)	6,820,758,578	6,835,194,015	4,725	4,735
第69計算期間末日	(平成25年 6月12日)	5,782,132,247	5,796,338,748	4,070	4,080
第70計算期間末日	(平成25年 7月12日)	5,907,100,073	5,921,173,381	4,197	4,207
第71計算期間末日	(平成25年 8月12日)	5,666,244,370	5,680,178,780	4,066	4,076
第72計算期間末日	(平成25年 9月12日)	5,747,689,399	5,761,503,696	4,161	4,171
第73計算期間末日	(平成25年10月15日)	5,906,502,551	5,920,085,052	4,349	4,359
第74計算期間末日	(平成25年11月12日)	5,862,558,460	5,875,888,762	4,398	4,408
第75計算期間末日	(平成25年12月12日)	5,574,533,375	5,587,559,017	4,280	4,290
第76計算期間末日	(平成26年 1月14日)	5,710,636,284	5,723,422,214	4,466	4,476
第77計算期間末日	(平成26年 2月12日)	5,591,783,826	5,604,390,696	4,436	4,446
第78計算期間末日	(平成26年 3月12日)	5,692,285,068	5,704,704,291	4,583	4,593
第79計算期間末日	(平成26年 4月14日)	5,711,101,428	5,723,428,500	4,633	4,643
第80計算期間末日	(平成26年 5月12日)	5,898,684,182	5,910,893,695	4,831	4,841
第81計算期間末日	(平成26年 6月12日)	5,922,048,061	5,934,034,199	4,941	4,951
第82計算期間末日	(平成26年 7月14日)	5,825,328,505	5,837,129,969	4,936	4,946
第83計算期間末日	(平成26年 8月12日)	5,681,373,039	5,693,015,301	4,880	4,890
第84計算期間末日	(平成26年 9月12日)	5,868,978,534	5,880,496,630	5,095	5,105

第85計算期間末日	(平成26年10月14日)	5,372,476,409	5,383,880,676	4,711	4,721
第86計算期間末日	(平成26年11月12日)	6,048,687,619	6,059,868,950	5,410	5,420
第87計算期間末日	(平成26年12月12日)	5,929,745,329	5,940,616,968	5,454	5,464
第88計算期間末日	(平成27年 1月13日)	5,932,379,668	5,943,129,790	5,518	5,528
第89計算期間末日	(平成27年 2月12日)	6,249,454,879	6,260,082,782	5,880	5,890
第90計算期間末日	(平成27年 3月12日)	5,919,032,404	5,929,430,115	5,693	5,703
第91計算期間末日	(平成27年 4月13日)	6,018,999,924	6,029,224,770	5,887	5,897
第92計算期間末日	(平成27年 5月12日)	5,899,574,391	5,909,694,655	5,829	5,839
第93計算期間末日	(平成27年 6月12日)	5,888,489,896	5,898,472,756	5,899	5,909
第94計算期間末日	(平成27年 7月13日)	5,597,827,338	5,607,639,032	5,705	5,715
第95計算期間末日	(平成27年 8月12日)	5,800,737,452	5,810,417,336	5,993	6,003
第96計算期間末日	(平成27年 9月14日)	5,172,302,072	5,181,823,406	5,432	5,442
第97計算期間末日	(平成27年10月13日)	5,289,781,518	5,299,248,732	5,587	5,597
第98計算期間末日	(平成27年11月12日)	5,244,655,838	5,254,002,970	5,611	5,621
第99計算期間末日	(平成27年12月14日)	5,037,952,725	5,047,188,907	5,455	5,465
第100計算期間末日	(平成28年 1月12日)	4,653,019,506	4,662,158,777	5,091	5,101
第101計算期間末日	(平成28年 2月12日)	4,346,097,345	4,355,182,174	4,784	4,794
第102計算期間末日	(平成28年 3月14日)	4,757,179,512	4,766,215,836	5,265	5,275
第103計算期間末日	(平成28年 4月12日)	4,588,671,541	4,597,620,615	5,128	5,138
第104計算期間末日	(平成28年 5月12日)	4,598,357,474	4,607,159,755	5,224	5,234
第105計算期間末日	(平成28年 6月13日)	4,451,028,869	4,459,751,213	5,103	5,113
第106計算期間末日	(平成28年 7月12日)	4,116,237,481	4,124,822,706	4,795	4,805
第107計算期間末日	(平成28年 8月12日)	4,170,316,354	4,178,824,792	4,901	4,911
第108計算期間末日	(平成28年 9月12日)	4,042,356,534	4,050,781,525	4,798	4,808
第109計算期間末日	(平成28年10月12日)	3,761,474,092	3,769,850,847	4,490	4,500
第110計算期間末日	(平成28年11月14日)	3,594,828,955	3,603,064,118	4,365	4,375
第111計算期間末日	(平成28年12月12日)	3,932,696,455	3,940,816,883	4,843	4,853
第112計算期間末日	(平成29年 1月12日)	3,938,918,172	3,946,890,979	4,940	4,950
第113計算期間末日	(平成29年 2月13日)	3,901,301,184	3,909,172,413	4,956	4,966
第114計算期間末日	(平成29年 3月13日)	3,790,048,201	3,797,803,706	4,887	4,897
第115計算期間末日	(平成29年 4月12日)	3,761,367,240	3,768,986,372	4,937	4,947
第116計算期間末日	(平成29年 5月12日)	3,937,163,141	3,944,661,254	5,251	5,261
第117計算期間末日	(平成29年 6月12日)	3,749,716,502	3,757,106,437	5,074	5,084
第118計算期間末日	(平成29年 7月12日)	3,683,287,636	3,690,572,506	5,056	5,066
第119計算期間末日	(平成29年 8月14日)	3,627,516,414	3,634,710,066	5,043	5,053
第120計算期間末日	(平成29年 9月12日)	3,725,775,237	3,732,881,547	5,243	5,253
第121計算期間末日	(平成29年10月12日)	3,687,461,156	3,694,501,152	5,238	5,248
第122計算期間末日	(平成29年11月13日)	3,694,194,071	3,701,092,719	5,355	5,365
第123計算期間末日	(平成29年12月12日)	3,733,557,301	3,740,381,132	5,471	5,481
第124計算期間末日	(平成30年 1月12日)	3,661,742,086	3,668,454,620	5,455	5,465
第125計算期間末日	(平成30年 2月13日)	3,388,277,928	3,394,936,080	5,089	5,099
第126計算期間末日	(平成30年 3月12日)	3,386,275,929	3,392,894,994	5,116	5,126

第127計算期間末日	(平成30年 4月12日)	3,388,790,722	3,395,354,954	5,163	5,173
第128計算期間末日	(平成30年 5月14日)	3,491,888,720	3,498,425,013	5,342	5,352
第129計算期間末日	(平成30年 6月12日)	3,446,979,090	3,453,460,340	5,318	5,328
第130計算期間末日	(平成30年 7月12日)	3,436,937,643	3,443,386,246	5,330	5,340
第131計算期間末日	(平成30年 8月13日)	3,299,741,027	3,306,139,845	5,157	5,167
第132計算期間末日	(平成30年 9月12日)	3,254,145,115	3,260,493,781	5,126	5,136
第133計算期間末日	(平成30年10月12日)	3,096,590,858	3,102,912,344	4,899	4,909
第134計算期間末日	(平成30年11月12日)	3,174,255,812	3,180,555,371	5,039	5,049
	平成29年11月末日	3,660,260,523	—	5,343	—
	12月末日	3,787,721,206	—	5,624	—
	平成30年 1月末日	3,638,142,758	—	5,445	—
	2月末日	3,366,871,656	—	5,079	—
	3月末日	3,314,904,519	—	5,046	—
	4月末日	3,446,201,994	—	5,259	—
	5月末日	3,381,339,214	—	5,209	—
	6月末日	3,375,965,427	—	5,221	—
	7月末日	3,400,226,882	—	5,299	—
	8月末日	3,343,592,198	—	5,249	—
	9月末日	3,305,445,155	—	5,222	—
	10月末日	3,097,523,783	—	4,906	—
	11月末日	3,093,245,737	—	4,933	—

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第15計算期間	20円
第16計算期間	20円
第17計算期間	20円
第18計算期間	20円
第19計算期間	20円
第20計算期間	20円
第21計算期間	20円
第22計算期間	20円
第23計算期間	20円
第24計算期間	20円
第25計算期間	20円
第26計算期間	20円
第27計算期間	10円
第28計算期間	10円
第29計算期間	10円
第30計算期間	10円

第31計算期間	10円
第32計算期間	10円
第33計算期間	10円
第34計算期間	10円
第35計算期間	10円
第36計算期間	10円
第37計算期間	10円
第38計算期間	10円
第39計算期間	10円
第40計算期間	10円
第41計算期間	10円
第42計算期間	10円
第43計算期間	10円
第44計算期間	10円
第45計算期間	10円
第46計算期間	10円
第47計算期間	10円
第48計算期間	10円
第49計算期間	10円
第50計算期間	10円
第51計算期間	10円
第52計算期間	10円
第53計算期間	10円
第54計算期間	10円
第55計算期間	10円
第56計算期間	10円
第57計算期間	10円
第58計算期間	10円
第59計算期間	10円
第60計算期間	10円
第61計算期間	10円
第62計算期間	10円
第63計算期間	10円
第64計算期間	10円
第65計算期間	10円
第66計算期間	10円
第67計算期間	10円
第68計算期間	10円
第69計算期間	10円
第70計算期間	10円
第71計算期間	10円
第72計算期間	10円

第73計算期間	10円
第74計算期間	10円
第75計算期間	10円
第76計算期間	10円
第77計算期間	10円
第78計算期間	10円
第79計算期間	10円
第80計算期間	10円
第81計算期間	10円
第82計算期間	10円
第83計算期間	10円
第84計算期間	10円
第85計算期間	10円
第86計算期間	10円
第87計算期間	10円
第88計算期間	10円
第89計算期間	10円
第90計算期間	10円
第91計算期間	10円
第92計算期間	10円
第93計算期間	10円
第94計算期間	10円
第95計算期間	10円
第96計算期間	10円
第97計算期間	10円
第98計算期間	10円
第99計算期間	10円
第100計算期間	10円
第101計算期間	10円
第102計算期間	10円
第103計算期間	10円
第104計算期間	10円
第105計算期間	10円
第106計算期間	10円
第107計算期間	10円
第108計算期間	10円
第109計算期間	10円
第110計算期間	10円
第111計算期間	10円
第112計算期間	10円
第113計算期間	10円
第114計算期間	10円

第115計算期間	10円
第116計算期間	10円
第117計算期間	10円
第118計算期間	10円
第119計算期間	10円
第120計算期間	10円
第121計算期間	10円
第122計算期間	10円
第123計算期間	10円
第124計算期間	10円
第125計算期間	10円
第126計算期間	10円
第127計算期間	10円
第128計算期間	10円
第129計算期間	10円
第130計算期間	10円
第131計算期間	10円
第132計算期間	10円
第133計算期間	10円
第134計算期間	10円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第15計算期間	11.70
第16計算期間	2.58
第17計算期間	17.67
第18計算期間	14.00
第19計算期間	38.59
第20計算期間	2.42
第21計算期間	10.10
第22計算期間	12.46
第23計算期間	27.07
第24計算期間	7.13
第25計算期間	3.49
第26計算期間	3.65
第27計算期間	10.00
第28計算期間	10.46
第29計算期間	11.53
第30計算期間	5.25
第31計算期間	6.32

第32計算期間	10.66
第33計算期間	4.37
第34計算期間	0.67
第35計算期間	0.78
第36計算期間	5.91
第37計算期間	5.24
第38計算期間	1.04
第39計算期間	0.21
第40計算期間	1.84
第41計算期間	5.75
第42計算期間	1.00
第43計算期間	6.38
第44計算期間	1.67
第45計算期間	0.78
第46計算期間	2.16
第47計算期間	16.72
第48計算期間	1.95
第49計算期間	4.16
第50計算期間	4.77
第51計算期間	3.89
第52計算期間	2.05
第53計算期間	9.06
第54計算期間	6.86
第55計算期間	2.74
第56計算期間	0.92
第57計算期間	4.87
第58計算期間	6.64
第59計算期間	3.59
第60計算期間	2.60
第61計算期間	2.26
第62計算期間	1.56
第63計算期間	8.97
第64計算期間	11.21
第65計算期間	3.53
第66計算期間	3.86
第67計算期間	6.62
第68計算期間	6.45
第69計算期間	13.65
第70計算期間	3.36
第71計算期間	2.88
第72計算期間	2.58
第73計算期間	4.75

第74計算期間	1.35
第75計算期間	2.45
第76計算期間	4.57
第77計算期間	0.44
第78計算期間	3.53
第79計算期間	1.30
第80計算期間	4.48
第81計算期間	2.48
第82計算期間	0.10
第83計算期間	0.93
第84計算期間	4.61
第85計算期間	7.34
第86計算期間	15.04
第87計算期間	0.99
第88計算期間	1.35
第89計算期間	6.74
第90計算期間	3.01
第91計算期間	3.58
第92計算期間	0.81
第93計算期間	1.37
第94計算期間	3.11
第95計算期間	5.22
第96計算期間	9.19
第97計算期間	3.03
第98計算期間	0.60
第99計算期間	2.60
第100計算期間	6.48
第101計算期間	5.83
第102計算期間	10.26
第103計算期間	2.41
第104計算期間	2.06
第105計算期間	2.12
第106計算期間	5.83
第107計算期間	2.41
第108計算期間	1.89
第109計算期間	6.21
第110計算期間	2.56
第111計算期間	11.17
第112計算期間	2.20
第113計算期間	0.52
第114計算期間	1.19
第115計算期間	1.22

第116計算期間	6.56
第117計算期間	3.18
第118計算期間	0.15
第119計算期間	0.05
第120計算期間	4.16
第121計算期間	0.09
第122計算期間	2.42
第123計算期間	2.35
第124計算期間	0.10
第125計算期間	6.52
第126計算期間	0.72
第127計算期間	1.11
第128計算期間	3.66
第129計算期間	0.26
第130計算期間	0.41
第131計算期間	3.05
第132計算期間	0.40
第133計算期間	4.23
第134計算期間	3.06

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第15計算期間	56,956,216	1,079,664,018	46,073,697,257
第16計算期間	80,646,419	725,461,373	45,428,882,303
第17計算期間	91,652,454	817,253,348	44,703,281,409
第18計算期間	97,440,176	489,584,174	44,311,137,411
第19計算期間	165,463,552	396,531,591	44,080,069,372
第20計算期間	89,575,614	258,915,538	43,910,729,448
第21計算期間	114,015,557	522,807,224	43,501,937,781
第22計算期間	140,409,770	829,627,131	42,812,720,420
第23計算期間	95,826,224	705,193,298	42,203,353,346
第24計算期間	144,787,474	694,678,597	41,653,462,223
第25計算期間	196,206,008	532,809,524	41,316,858,707
第26計算期間	123,464,519	905,316,595	40,535,006,631
第27計算期間	68,098,882	1,689,068,789	38,914,036,724
第28計算期間	34,793,910	1,189,378,217	37,759,452,417
第29計算期間	33,995,433	1,388,533,813	36,404,914,037
第30計算期間	27,061,647	1,456,727,017	34,975,248,667
第31計算期間	26,853,296	1,358,770,610	33,643,331,353

第32計算期間	22,210,418	1,075,465,995	32,590,075,776
第33計算期間	30,878,303	1,464,677,209	31,156,276,870
第34計算期間	24,213,574	780,180,957	30,400,309,487
第35計算期間	25,298,926	791,990,030	29,633,618,383
第36計算期間	24,430,434	639,847,112	29,018,201,705
第37計算期間	21,752,094	1,042,008,476	27,997,945,323
第38計算期間	27,994,570	1,015,169,892	27,010,770,001
第39計算期間	19,156,416	784,821,214	26,245,105,203
第40計算期間	19,129,127	773,586,041	25,490,648,289
第41計算期間	17,197,100	834,422,908	24,673,422,481
第42計算期間	22,313,142	514,647,923	24,181,087,700
第43計算期間	17,673,732	553,812,005	23,644,949,427
第44計算期間	17,840,231	579,972,417	23,082,817,241
第45計算期間	15,258,941	566,656,302	22,531,419,880
第46計算期間	26,085,213	712,219,407	21,845,285,686
第47計算期間	24,311,534	459,928,130	21,409,669,090
第48計算期間	18,333,814	381,856,749	21,046,146,155
第49計算期間	21,203,539	348,971,615	20,718,378,079
第50計算期間	15,959,425	392,292,451	20,342,045,053
第51計算期間	14,440,014	365,956,647	19,990,528,420
第52計算期間	14,814,648	345,140,868	19,660,202,200
第53計算期間	16,153,102	661,899,407	19,014,455,895
第54計算期間	25,846,159	432,282,764	18,608,019,290
第55計算期間	26,427,869	303,974,268	18,330,472,891
第56計算期間	13,213,334	343,360,836	18,000,325,389
第57計算期間	12,296,695	373,137,963	17,639,484,121
第58計算期間	12,765,319	313,923,227	17,338,326,213
第59計算期間	15,197,113	447,248,286	16,906,275,040
第60計算期間	11,288,571	363,623,422	16,553,940,189
第61計算期間	11,436,430	287,533,120	16,277,843,499
第62計算期間	13,226,674	311,689,451	15,979,380,722
第63計算期間	40,643,226	440,455,082	15,579,568,866
第64計算期間	51,176,566	252,317,579	15,378,427,853
第65計算期間	55,815,131	282,919,554	15,151,323,430
第66計算期間	14,224,301	261,140,402	14,904,407,329
第67計算期間	13,925,152	249,788,841	14,668,543,640
第68計算期間	15,137,349	248,243,473	14,435,437,516
第69計算期間	63,397,809	292,333,475	14,206,501,850
第70計算期間	9,933,720	143,127,452	14,073,308,118
第71計算期間	12,429,809	151,327,284	13,934,410,643
第72計算期間	10,442,975	130,556,128	13,814,297,490
第73計算期間	7,380,852	239,176,924	13,582,501,418

第74計算期間	7,961,427	260,160,294	13,330,302,551
第75計算期間	62,117,963	366,778,464	13,025,642,050
第76計算期間	10,192,440	249,903,989	12,785,930,501
第77計算期間	6,788,285	185,848,406	12,606,870,380
第78計算期間	6,598,648	194,245,574	12,419,223,454
第79計算期間	12,130,390	104,281,690	12,327,072,154
第80計算期間	8,699,613	126,258,143	12,209,513,624
第81計算期間	10,017,550	233,392,893	11,986,138,281
第82計算期間	7,522,621	192,196,725	11,801,464,177
第83計算期間	11,132,633	170,333,961	11,642,262,849
第84計算期間	36,024,524	160,190,551	11,518,096,822
第85計算期間	7,821,594	121,650,768	11,404,267,648
第86計算期間	10,310,954	233,247,039	11,181,331,563
第87計算期間	6,239,242	315,930,984	10,871,639,821
第88計算期間	6,218,382	127,736,071	10,750,122,132
第89計算期間	15,069,849	137,288,068	10,627,903,913
第90計算期間	11,400,796	241,593,507	10,397,711,202
第91計算期間	50,719,666	223,584,007	10,224,846,861
第92計算期間	18,053,071	122,635,209	10,120,264,723
第93計算期間	28,521,906	165,925,819	9,982,860,810
第94計算期間	7,843,659	179,010,420	9,811,694,049
第95計算期間	6,033,321	137,842,476	9,679,884,894
第96計算期間	6,725,597	165,276,031	9,521,334,460
第97計算期間	4,067,486	58,187,096	9,467,214,850
第98計算期間	4,306,015	124,388,590	9,347,132,275
第99計算期間	18,098,359	129,048,015	9,236,182,619
第100計算期間	6,652,194	103,563,420	9,139,271,393
第101計算期間	4,883,019	59,324,810	9,084,829,602
第102計算期間	5,661,859	54,166,566	9,036,324,895
第103計算期間	5,351,152	92,601,496	8,949,074,551
第104計算期間	4,588,559	151,381,485	8,802,281,625
第105計算期間	5,360,107	85,297,265	8,722,344,467
第106計算期間	4,679,072	141,798,297	8,585,225,242
第107計算期間	4,510,311	81,296,964	8,508,438,589
第108計算期間	4,323,071	87,770,437	8,424,991,223
第109計算期間	4,386,883	52,622,942	8,376,755,164
第110計算期間	4,674,005	146,265,497	8,235,163,672
第111計算期間	5,812,308	120,547,063	8,120,428,917
第112計算期間	4,540,361	152,161,917	7,972,807,361
第113計算期間	3,972,167	105,549,913	7,871,229,615
第114計算期間	3,879,025	119,603,604	7,755,505,036
第115計算期間	4,070,535	140,442,867	7,619,132,704

第116計算期間	3,758,442	124,777,662	7,498,113,484
第117計算期間	3,563,645	111,741,220	7,389,935,909
第118計算期間	3,746,099	108,811,949	7,284,870,059
第119計算期間	3,728,904	94,946,917	7,193,652,046
第120計算期間	3,513,837	90,855,767	7,106,310,116
第121計算期間	3,526,418	69,839,535	7,039,996,999
第122計算期間	3,701,906	145,050,787	6,898,648,118
第123計算期間	3,181,793	77,998,466	6,823,831,445
第124計算期間	3,420,471	114,717,238	6,712,534,678
第125計算期間	3,583,637	57,965,647	6,658,152,668
第126計算期間	3,251,164	42,338,381	6,619,065,451
第127計算期間	3,423,889	58,257,019	6,564,232,321
第128計算期間	3,628,042	31,566,702	6,536,293,661
第129計算期間	3,078,974	58,121,957	6,481,250,678
第130計算期間	3,116,874	35,764,188	6,448,603,364
第131計算期間	4,904,150	54,688,825	6,398,818,689
第132計算期間	3,149,266	53,301,282	6,348,666,673
第133計算期間	3,160,147	30,339,896	6,321,486,924
第134計算期間	3,283,461	25,211,239	6,299,559,146

（参考）

ヨーロッパ・リート・マザーファンド

投資状況

平成30年11月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資証券	イギリス	827,380,983	42.10
	オランダ	407,801,436	20.75
	フランス	363,690,169	18.51
	ベルギー	124,461,875	6.33
	スペイン	120,532,571	6.13
	ドイツ	43,316,832	2.20
	アイルランド	38,374,664	1.95
	イタリア	17,431,975	0.89
	小計	1,942,990,505	98.87
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	22,162,460	1.13
純資産総額		1,965,152,965	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

平成30年11月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
オランダ	投資証券	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	17,438	20,897.00	364,402,040	19,980.52	348,420,402	17.73
イギリス	投資証券	LAND SECURITIES GROUP PLC	95,339	1,250.71	119,242,030	1,207.06	115,080,201	5.86
イギリス	投資証券	SEGRO PLC	128,117	916.52	117,422,497	891.81	114,256,214	5.81
フランス	投資証券	GECINA SA	6,952	16,992.08	118,129,003	16,200.42	112,625,362	5.73
イギリス	投資証券	BRITISH LAND CO PLC	126,088	905.62	114,188,549	826.55	104,218,919	5.30
フランス	投資証券	KLEPIERRE	26,334	4,002.16	105,392,906	3,774.93	99,409,054	5.06
フランス	投資証券	COVIVIO	6,846	11,571.88	79,221,126	11,284.74	77,255,375	3.93
スペイン	投資証券	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	46,661	1,474.39	68,796,605	1,455.32	67,906,935	3.46
イギリス	投資証券	DERWENT LONDON PLC	14,115	4,507.08	63,617,439	4,225.59	59,644,223	3.04
イギリス	投資証券	HAMMERSON PLC	100,865	644.21	64,978,633	564.23	56,911,453	2.90
フランス	投資証券	ICADE	5,669	9,728.00	55,148,071	9,204.78	52,181,940	2.66
スペイン	投資証券	INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI	37,202	1,151.08	42,822,586	1,145.91	42,630,341	2.17
イギリス	投資証券	UNITE GROUP PLC	33,470	1,252.75	41,929,708	1,220.98	40,866,341	2.08
ベルギー	投資証券	COFINIMMO	2,688	13,826.65	37,166,056	13,887.92	37,330,742	1.90
イギリス	投資証券	TRITAX BIG BOX REIT PLC	186,298	203.88	37,983,192	200.25	37,307,815	1.90
イギリス	投資証券	SHAFTESBURY PLC	28,924	1,346.41	38,943,790	1,283.33	37,119,283	1.89
イギリス	投資証券	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	35,951	1,078.90	38,787,826	1,018.98	36,633,539	1.86
ドイツ	投資証券	ALSTRIA OFFICE REIT-AG	20,165	1,614.05	32,547,376	1,591.62	32,095,033	1.63
ベルギー	投資証券	WAREHOUSES DE PAUW SCA	2,112	14,650.14	30,941,108	14,986.03	31,650,516	1.61
イギリス	投資証券	BIG YELLOW GROUP PLC	19,961	1,348.59	26,919,265	1,264.48	25,240,429	1.28
イギリス	投資証券	ASSURA PLC	301,864	82.65	24,950,780	78.30	23,637,581	1.20
イギリス	投資証券	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	88,325	273.77	24,181,520	263.91	23,310,575	1.19
ベルギー	投資証券	AEDIFICA	2,308	9,870.11	22,780,228	9,624.65	22,213,704	1.13
イギリス	投資証券	SAFESTORE HOLDINGS PLC	26,047	812.05	21,151,622	770.72	20,075,155	1.02
イギリス	投資証券	WORKSPACE GROUP PLC	16,161	1,445.02	23,353,043	1,239.83	20,036,982	1.02
オランダ	投資証券	EUROCOMMERCIAL PROPERTIE-CV	5,120	3,958.38	20,266,914	3,860.19	19,764,210	1.01
オランダ	投資証券	WERELDHAVE NV	5,165	3,906.07	20,174,903	3,811.10	19,684,357	1.00
ベルギー	投資証券	BEFIMMO	2,860	6,420.74	18,363,325	6,562.85	18,769,757	0.96
イギリス	投資証券	INTU PROPERTIES PLC	107,866	283.56	30,587,244	166.03	17,909,688	0.91
アイルランド	投資証券	GREEN REIT PLC	83,330	185.77	15,480,649	180.86	15,071,564	0.77

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成30年11月30日現在

種類	投資比率（％）
投資証券	98.87

合計	98.87
----	-------

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

オーストラリア・リート・マザーファンド

投資状況

平成30年11月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
株式	マルタ共和国	—	—
投資証券	オーストラリア	4,605,906,336	98.06
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	91,254,439	1.94
純資産総額		4,697,160,775	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

平成30年11月30日現在

（単位：円）

資産の種類	建別	国／地域	時価合計	投資比率（％）
不動産投信指数先物取引	買建	オーストラリア	88,417,890	1.88

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

平成30年11月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
------	----	-----	----	----	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

オーストラリア	投資証券	SCENTRE GROUP	—	2,636,150	334.81	882,615,708	333.15	878,235,481	18.70
オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	—	793,525	868.18	688,927,296	887.29	704,090,289	14.99
オーストラリア	投資証券	DEXUS	—	499,665	836.61	418,027,534	899.75	449,576,782	9.57
オーストラリア	投資証券	GPT GROUP	—	888,639	438.66	389,812,516	446.97	397,195,329	8.46
オーストラリア	投資証券	STOCKLAND	—	1,205,352	304.07	366,514,758	312.38	376,528,822	8.02
オーストラリア	投資証券	VICINITY CENTRES	—	1,591,026	223.48	355,570,763	226.80	360,858,061	7.68
オーストラリア	投資証券	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIEL/CDI	—	349,105	1,040.99	363,415,652	1,020.22	356,164,741	7.58
オーストラリア	投資証券	MIRVAC GROUP	—	1,834,468	182.77	335,296,723	187.76	344,441,179	7.33
オーストラリア	投資証券	CHARTER HALL GROUP	—	229,183	589.03	134,997,312	590.69	135,378,123	2.88
オーストラリア	投資証券	INVESTA OFFICE FUND	—	246,264	463.58	114,164,641	463.58	114,164,641	2.43
オーストラリア	投資証券	SHOPPING CENTRES AUSTRALASIA	—	436,934	218.01	95,256,743	224.31	98,011,287	2.09
オーストラリア	投資証券	BWP TRUST	—	239,442	287.45	68,829,231	295.76	70,818,515	1.51
オーストラリア	投資証券	CHARTER HALL RETAIL REIT	—	162,645	360.56	58,644,453	378.84	61,617,213	1.31
オーストラリア	投資証券	CROMWELL PROPERTY GROUP	—	718,114	85.57	61,450,738	85.57	61,450,738	1.31
オーストラリア	投資証券	NATIONAL STORAGE REIT	—	320,692	143.72	46,092,548	143.72	46,092,548	0.98
オーストラリア	投資証券	ABACUS PROPERTY GROUP	—	159,585	275.82	44,017,629	269.17	42,956,963	0.91
オーストラリア	投資証券	VIVA ENERGY REIT	—	215,314	184.43	39,711,997	178.62	38,459,817	0.82
オーストラリア	投資証券	GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTR	—	124,315	300.74	37,387,687	308.22	38,317,215	0.82
オーストラリア	投資証券	CHARTER HALL LONG WALE REIT	—	89,350	346.44	30,954,736	353.09	31,548,592	0.67
マルタ共和国	株式	BGP HOLDINGS PLC	各種金融	15,271,506	—	—	—	—	—

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成30年11月30日現在

種類	業種	投資比率（％）
株式	各種金融	—
投資証券	—	98.06
合計		98.06

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

平成30年11月30日現在

資産の種類	地域	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額	簿価金額（円）	評価金額	評価金額（円）	投資比率（％）
不動産 投信指 数先物 取引	オース トラリ ア	シドニー先 物取引所	ASXAREIT1812	買建	30	オースト ラリアド ル	1,063,712	88,373,193	1,064,250	88,417,890	1.88

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

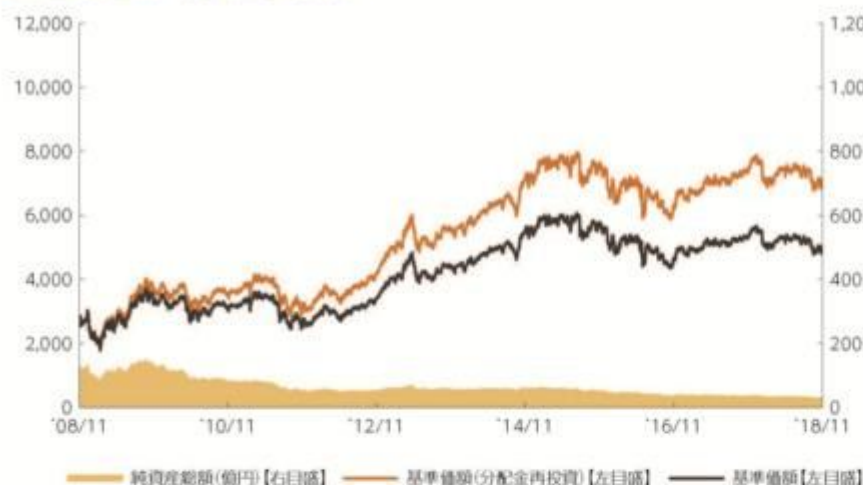
参考情報



運用実績

2018年11月30日現在

■基準価額・純資産の推移 2008年11月28日～2018年11月30日



- ・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	4,933円
純資産総額	30.9億円

■分配の推移

2018年11月	10円
2018年10月	10円
2018年9月	10円
2018年8月	10円
2018年7月	10円
2018年6月	10円
直近1年間累計	120円
設定来累計	1,630円

・分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

資産別構成	比率	通貨別構成	比率	組入上位銘柄	国・地域	比率
外国リート	98.0%	オーストラリアドル	41.7%	1 UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	オランダ	10.2%
		ユーロ	33.1%	2 SCENTRE GROUP	オーストラリア	7.8%
		イギリスポンド	24.6%	3 GOODMAN GROUP	オーストラリア	6.3%
		円	0.6%	4 DEXIUS	オーストラリア	4.0%
				5 GPT GROUP	オーストラリア	3.5%
				6 LAND SECURITIES GROUP PLC	イギリス	3.4%
				7 SEGRO PLC	イギリス	3.4%
				8 STOCKLAND	オーストラリア	3.3%
				9 GECINA SA	フランス	3.3%
				10 VICINITY CENTRES	オーストラリア	3.2%
コールローン他 (負債控除後)	2.0%					
合計	100.0%	合計	100.0%			

その他資産の状況	比率
不動産投信指数先物取引（買建）	0.8%

- ・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

■年間収益率の推移



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2018年は年初から11月30日までの収益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ロンドン、フランクフルト、パリ、アムステルダム、オーストラリアの各金融商品取引所の休業日

ロンドン、フランクフルト、パリ、アムステルダム、シドニーの各銀行の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

販売会社が定める単位

申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

申込手数料

申込価額（発行価格）×2.16%（税抜 2%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いには販売会社により異なる場合があります。

申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後３時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ロンドン、フランクフルト、パリ、アムステルダム、オーストラリアの各金融商品取引所の休業日

ロンドン、フランクフルト、パリ、アムステルダム、シドニーの各銀行の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

販売会社が定める単位

解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

信託財産留保額

ありません。

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限（2007年6月13日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

（４）【計算期間】

毎月13日から翌月12日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（１ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由

を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約」の契約期間は、契約締結日から１年とします。ただし双方から契約満了日の３ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに１年間延長するものとし、その後も同様とします。

運用報告書

委託会社は、毎年５月および１１月に終了する計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（１）収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（２）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第２ 管理及び運営 ２ 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（平成30年5月15日から平成30年11月12日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【三菱ＵＦＪ 欧豪リートファンド（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [平成30年 5月14日現在]	当期 [平成30年11月12日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	26,213,733	25,245,882
親投資信託受益証券	3,474,800,627	3,158,760,797
未収入金	5,975,562	4,529,292
流動資産合計	3,506,989,922	3,188,535,971
資産合計	3,506,989,922	3,188,535,971
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	6,536,293	6,299,559
未払解約金	5,618,695	5,409,585
未払受託者報酬	260,842	227,618
未払委託者報酬	2,673,611	2,333,071
未払利息	34	55
その他未払費用	11,727	10,271
流動負債合計	15,101,202	14,280,159
負債合計	15,101,202	14,280,159
純資産の部		
元本等		
元本	6,536,293,661	6,299,559,146
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,044,404,941	3,125,303,334
（分配準備積立金）	267,552,326	264,600,750
元本等合計	3,491,888,720	3,174,255,812
純資産合計	3,491,888,720	3,174,255,812
負債純資産合計	3,506,989,922	3,188,535,971

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成29年11月14日 至 平成30年 5月14日	当期 自 平成30年 5月15日 至 平成30年11月12日
営業収益		
受取利息	55	19
有価証券売買等損益	48,484,033	139,413,937
営業収益合計	48,484,088	139,413,918
営業費用		
支払利息	5,756	5,753
受託者報酬	1,523,197	1,432,203
委託者報酬	15,612,718	14,680,127
その他費用	68,484	64,423
営業費用合計	17,210,155	16,182,506
営業利益又は営業損失（ ）	31,273,933	155,596,424
経常利益又は経常損失（ ）	31,273,933	155,596,424
当期純利益又は当期純損失（ ）	31,273,933	155,596,424
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	678,073	103,700
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	3,204,454,047	3,044,404,941
剰余金増加額又は欠損金減少額	179,041,792	122,818,741
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	179,041,792	122,818,741
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,674,439	9,926,028
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,674,439	9,926,028
分配金	39,914,107	38,298,382
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,044,404,941	3,125,303,334

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年5月12日および11月12日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は平成30年5月15日から平成30年11月12日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [平成30年 5月14日現在]	当期 [平成30年11月12日現在]
１．期首元本額	6,898,648,118円	6,536,293,661円
期中追加設定元本額	20,488,996円	20,692,872円
期中一部解約元本額	382,843,453円	257,427,387円
２．元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	3,044,404,941円	3,125,303,334円
３．受益権の総数	6,536,293,661口	6,299,559,146口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 平成29年11月14日 至 平成30年 5月14日	当期 自 平成30年 5月15日 至 平成30年11月12日																																																						
1. 分配金の計算過程 第123期 平成29年11月14日 平成29年12月12日	1. 分配金の計算過程 第129期 平成30年 5月15日 平成30年 6月12日																																																						
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>3,126,409円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>35,122,877円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>253,423,931円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>291,673,217円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>6,823,831,445口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>427円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>10円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	3,126,409円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	35,122,877円	分配準備積立金額	D	253,423,931円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	291,673,217円	当ファンドの期末残存口数	F	6,823,831,445口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	427円	1万口当たり分配金額	H	10円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>10,541,443円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>34,144,108円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>265,174,370円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>309,859,921円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>6,481,250,678口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>478円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>10円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	10,541,443円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	34,144,108円	分配準備積立金額	D	265,174,370円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	309,859,921円	当ファンドの期末残存口数	F	6,481,250,678口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	478円	1万口当たり分配金額	H	10円
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	3,126,409円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																					
収益調整金額	C	35,122,877円																																																					
分配準備積立金額	D	253,423,931円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	291,673,217円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	6,823,831,445口																																																					
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	427円																																																					
1万口当たり分配金額	H	10円																																																					
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	10,541,443円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																																					
収益調整金額	C	34,144,108円																																																					
分配準備積立金額	D	265,174,370円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	309,859,921円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	6,481,250,678口																																																					
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	478円																																																					
1万口当たり分配金額	H	10円																																																					

前期 自 平成29年11月14日 至 平成30年 5月14日			当期 自 平成30年 5月15日 至 平成30年11月12日		
収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,823,831円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,481,250円
第124期 平成29年12月13日 平成30年 1月12日			第130期 平成30年 6月13日 平成30年 7月12日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	11,524,769円	費用控除後の配当等収益額	A	15,948,280円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	34,680,205円	収益調整金額	C	34,109,627円
分配準備積立金額	D	245,529,987円	分配準備積立金額	D	267,749,557円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	291,734,961円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	317,807,464円
当ファンドの期末残存口数	F	6,712,534,678口	当ファンドの期末残存口数	F	6,448,603,364口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	434円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	492円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,712,534円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,448,603円
第125期 平成30年 1月13日 平成30年 2月13日			第131期 平成30年 7月13日 平成30年 8月13日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	—円	費用控除後の配当等収益額	A	—円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	34,532,786円	収益調整金額	C	34,056,851円
分配準備積立金額	D	248,181,469円	分配準備積立金額	D	274,899,674円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	282,714,255円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	308,956,525円
当ファンドの期末残存口数	F	6,658,152,668口	当ファンドの期末残存口数	F	6,398,818,689口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	424円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	482円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,658,152円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,398,818円
第126期 平成30年 2月14日 平成30年 3月12日			第132期 平成30年 8月14日 平成30年 9月12日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	11,735,767円	費用控除後の配当等収益額	A	12,442,233円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	34,450,301円	収益調整金額	C	33,924,603円
分配準備積立金額	D	239,987,976円	分配準備積立金額	D	266,265,354円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	286,174,044円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	312,632,190円
当ファンドの期末残存口数	F	6,619,065,451口	当ファンドの期末残存口数	F	6,348,666,673口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	432円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	492円

前期 自 平成29年11月14日 至 平成30年 5月14日			当期 自 平成30年 5月15日 至 平成30年11月12日		
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,619,065円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,348,666円
第127期 平成30年 3月13日 平成30年 4月12日			第133期 平成30年 9月13日 平成30年10月12日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	21,236,001円	費用控除後の配当等収益額	A	2,874,476円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	34,301,106円	収益調整金額	C	33,916,252円
分配準備積立金額	D	242,948,010円	分配準備積立金額	D	271,057,979円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	298,485,117円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	307,848,707円
当ファンドの期末残存口数	F	6,564,232,321口	当ファンドの期末残存口数	F	6,321,486,924口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	454円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	486円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,564,232円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,321,486円
第128期 平成30年 4月13日 平成30年 5月14日			第134期 平成30年10月13日 平成30年11月12日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	17,707,068円	費用控除後の配当等収益額	A	4,356,047円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	34,302,553円	収益調整金額	C	33,938,829円
分配準備積立金額	D	256,381,551円	分配準備積立金額	D	266,544,262円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	308,391,172円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	304,839,138円
当ファンドの期末残存口数	F	6,536,293,661口	当ファンドの期末残存口数	F	6,299,559,146口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	471円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	483円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,536,293円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	6,299,559円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 平成29年11月14日 至 平成30年 5月14日	当期 自 平成30年 5月15日 至 平成30年11月12日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [平成30年 5月14日現在]	当期 [平成30年11月12日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左

区分	前期 [平成30年 5月14日現在]	当期 [平成30年11月12日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [平成30年 5月14日現在]	当期 [平成30年11月12日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	126,818,922	97,594,704
合計	126,818,922	97,594,704

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [平成30年 5月14日現在]	当期 [平成30年11月12日現在]
1口当たり純資産額	0.5342円	0.5039円
(1万口当たり純資産額)	(5,342円)	(5,039円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	ヨーロッパ・リート・マザーファンド	2,251,831,904	1,883,432,204	
	オーストラリア・リート・マザーファンド	750,855,810	1,275,328,593	
合 計		3,002,687,714	3,158,760,797	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

ヨーロッパ・リート・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

[平成30年11月12日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	23,571,925
コール・ローン	2,901,891
投資証券	2,027,815,455
派生商品評価勘定	35,721
未収配当金	3,308,724
流動資産合計	2,057,633,716
資産合計	2,057,633,716
負債の部	
流動負債	
未払解約金	3,835,829
未払利息	6
その他未払費用	13

[平成30年11月12日現在]

流動負債合計	3,835,848
負債合計	3,835,848
純資産の部	
元本等	
元本	2,455,611,312
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	401,813,444
元本等合計	2,053,797,868
純資産合計	2,053,797,868
負債純資産合計	2,057,633,716

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[平成30年11月12日現在]
1. 期首	平成30年 5月15日
期首元本額	2,471,410,955円
期中追加設定元本額	69,246,488円
期中一部解約元本額	85,046,131円
元本の内訳	
三菱ＵＦＪ 欧豪リートファンド（毎月決算型）	2,251,831,904円
e M A X I S 欧州リートインデックス	203,779,408円
合計	2,455,611,312円
2. 元本の欠損	
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	401,813,444円
3. 受益権の総数	2,455,611,312口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成30年 5月15日 至 平成30年11月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[平成30年11月12日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

	[平成30年11月12日現在]
--	-------------------

種類	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資証券	194,746,171
合計	194,746,171

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

[平成30年11月12日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	イギリスポンド	2,683,296	—	2,652,840	30,456
	ユーロ	779,025	—	773,760	5,265
	合計	3,462,321	—	3,426,600	35,721

（注）時価の算定方法

- 1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- （イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- （ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	[平成30年11月12日現在]
1口当たり純資産額	0.8364円
(1万口当たり純資産額)	(8,364円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表
(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
イギリス ポンド	投資証券	ASSURA PLC	301,864	172,062.48	
		BIG YELLOW GROUP PLC	19,961	185,637.30	
		BRITISH LAND CO PLC	123,988	774,677.02	
		CAPITAL & REGIONAL PLC	69,407	27,762.80	
		CIVITAS SOCIAL HOUSING PLC	27,000	28,755.00	
		DERWENT LONDON PLC	13,915	432,617.35	
		EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	74,010	70,605.54	
		GREAT PORTLAND ESTATES PLC	34,951	260,384.95	
		HAMMERSON PLC	98,765	439,207.95	
		HANSTEEN HOLDINGS PLC	51,431	49,888.07	
		INTU PROPERTIES PLC	107,866	210,931.96	
		LAND SECURITIES GROUP PLC	93,739	808,217.65	
		LONDONMETRIC PROPERTY PLC	88,325	166,757.60	
		LXI REIT PLC	45,030	54,036.00	
		NEWRIVER REIT PLC	37,928	91,027.20	
		PRIMARY HEALTH PROPERTIES	90,480	99,708.96	
		RDI REIT PLC	164,455	56,079.15	
		REGIONAL REIT LTD	34,500	34,914.00	
		SAFESTORE HOLDINGS PLC	26,047	145,863.20	
		SCHRODER REAL ESTATE INVESTM	62,003	37,077.79	
		SEGRO PLC	125,917	796,047.27	
		SHAFTESBURY PLC	28,924	268,559.34	
		TRIPLE POINT SOCIAL HOUSING	44,300	46,072.00	
		TRITAX BIG BOX REIT PLC	186,298	261,934.98	
		UK COMMERCIAL PROPERTY REIT	86,900	75,950.60	
		UNITE GROUP PLC	32,670	282,268.80	
		WORKSPACE GROUP PLC	16,161	161,044.36	
イギリスポンド合計			2,086,835	6,038,089.32 (889,953,984)	
ユーロ	投資証券	AEDIFICA	2,308	176,331.20	
		ALSTRIA OFFICE REIT-AG	19,565	244,562.50	
		ALTAREA	449	88,453.00	
		BEFIMMO	2,860	142,142.00	
		BENI STABILI SPA	131,184	99,175.10	

	COFINIMMO	2,628	281,196.00	
	COVIVIO	6,716	601,753.60	
	EUROCOMMERCIAL PROPRTIE-CV	5,120	156,876.80	
	GECINA SA	6,842	900,407.20	
	GREEN REIT PLC	83,330	119,828.54	
	HAMBORNER REIT AG	9,815	89,120.20	
	HIBERNIA REIT PLC	86,592	116,726.01	
	ICADE	5,669	426,875.70	
	IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZ	6,268	38,980.69	
	INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI	37,202	331,469.82	
	INTERVEST OFFICES&WAREHOUSES	2,014	46,523.40	
	IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES	45,360	65,772.00	
	KLEPIERRE	25,884	802,404.00	
	LAR ESPANA REAL ESTATE SOCIM	9,049	77,278.46	
	MERCIALYS	6,854	91,775.06	
	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	45,631	520,877.86	
	NSI NV	2,356	86,347.40	
	RETAIL ESTATES	970	70,325.00	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	17,218	2,785,872.40	
	VASTNED RETAIL NV	2,080	72,904.00	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	2,112	239,500.80	
	WERELDHAVE NV	4,955	149,888.75	
ユーロ合計		571,031	8,823,367.49 (1,137,861,471)	
合計			2,027,815,455 (2,027,815,455)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入投資証券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
イギリスポンド	投資証券 27銘柄	100.00%	43.89%
ユーロ	投資証券 27銘柄	100.00%	56.11%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

オーストラリア・リート・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）	
[平成30年11月12日現在]	
資産の部	
流動資産	
預金	21,230,876
コール・ローン	45,056,305
投資証券	4,556,502,399
派生商品評価勘定	433,155
未収配当金	851,846
差入委託証拠金	14,804,819
流動資産合計	4,638,879,400
資産合計	4,638,879,400
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	16,458
未払解約金	43,967,460
未払利息	98
その他未払費用	52
流動負債合計	43,984,068
負債合計	43,984,068
純資産の部	
元本等	
元本	2,705,212,927
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	1,889,682,405
元本等合計	4,594,895,332
純資産合計	4,594,895,332
負債純資産合計	4,638,879,400

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[平成30年11月12日現在]
1. 期首	平成30年 5月15日
期首元本額	2,984,563,553円
期中追加設定元本額	112,895,893円
期中一部解約元本額	392,246,519円
元本の内訳	
三菱ＵＦＪ 欧豪リートファンド（毎月決算型）	750,855,810円
e M A X I S 豪州リートインデックス	142,770,990円
オーストラリア・リート・オープン（毎月決算型）	1,811,586,127円
合計	2,705,212,927円
2. 受益権の総数	2,705,212,927口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成30年 5月15日 至 平成30年11月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、不動産投信指数先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用してしております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[平成30年11月12日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[平成30年11月12日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資証券	13,266,319
合計	13,266,319

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

投資証券関連

[平成30年11月12日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引	不動産投信指数先物取引				
	買建	36,948,210	—	37,361,717	413,507
合計		36,948,210	—	37,361,717	413,507

（注）時価の算定方法

- 1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 2 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

通貨関連

[平成30年11月12日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建				
	オーストラリアドル	5,762,790	—	5,759,600	3,190
合計		5,762,790	—	5,759,600	3,190

（注）時価の算定方法

- 1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

（イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	[平成30年11月12日現在]
1口当たり純資産額	1.6985円
(1万口当たり純資産額)	(16,985円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

（単位：円）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	

ユーロ	BGP HOLDINGS PLC	15,271,506	—	—
ユーロ 小計		15,271,506	—	(一)
合 計		15,271,506	—	(一)

(注1)通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
オーストラリアドル	投資証券	ABACUS PROPERTY GROUP	162,225	538,587.00	
		BWP TRUST	243,402	842,170.92	
		CHARTER HALL GROUP	232,973	1,651,778.57	
		CHARTER HALL LONG WALE REIT	90,830	378,761.10	
		CHARTER HALL RETAIL REIT	165,335	717,553.90	
		CROMWELL PROPERTY GROUP	718,114	739,657.42	
		DEXUS	507,925	5,114,804.75	
		GOODMAN GROUP	806,645	8,429,440.25	
		GPT GROUP	903,339	4,769,629.92	
		GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTR	126,485	457,875.70	
		INVESTA OFFICE FUND	250,334	1,396,863.72	
		MIRVAC GROUP	1,864,808	4,102,577.60	
		NATIONAL STORAGE REIT	325,992	563,966.16	
		SCENTRE GROUP	2,679,750	10,799,392.50	
		SHOPPING CENTRES AUSTRALASIA	420,064	1,100,567.68	
		STOCKLAND	1,225,282	4,484,532.12	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIEL/CDI	354,875	4,446,583.75	
		VICINITY CENTRES	1,617,336	4,350,633.84	
		VIVA ENERGY REIT	218,874	485,900.28	
		オーストラリアドル合計			12,914,588
合計				4,556,502,399 (4,556,502,399)	

(注1)通貨の種類ごとの小計 / 合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
オーストラリアドル	投資証券 19銘柄	—	100.00%	100.00%
ユーロ	株式 1銘柄	—	—	—

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

２【ファンドの現況】

【三菱ＵＦＪ 欧豪リートファンド（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

平成30年11月30日現在

（単位：円）

資産総額	3,103,958,664
負債総額	10,712,927
純資産総額（ - ）	3,093,245,737
発行済口数	6,270,117,167口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.4933
（10,000口当たり）	（4,933）

（参考）

ヨーロッパ・リート・マザーファンド

純資産額計算書

平成30年11月30日現在

（単位：円）

資産総額	1,989,734,951
負債総額	24,581,986
純資産総額（ - ）	1,965,152,965
発行済口数	2,478,404,319口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.7929
（10,000口当たり）	（7,929）

オーストラリア・リート・マザーファンド

純資産額計算書

平成30年11月30日現在

（単位：円）

資産総額	4,712,374,237
負債総額	15,213,462
純資産総額（ - ）	4,697,160,775
発行済口数	2,694,771,597口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.7431

(10,000口当たり)

(17,431)

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定められ、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

2018年11月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近５年間における資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング１

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング２

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信

託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2018年11月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	892	12,459,183
追加型公社債投資信託	16	1,216,017
単位型株式投資信託	58	269,104
単位型公社債投資信託	1	6,063
合 計	967	13,950,367

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（１）財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第33期事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第34期事業年度に係る中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

(単位：千円)

	第32期 (平成29年3月31日現在)		第33期 (平成30年3月31日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	2	69,212,680	2	54,140,307
有価証券		36,210		19,967

前払費用		337,699		362,886
未収入金		35,896		2,109
未収委託者報酬		10,076,022		9,770,529
未収収益	2	659,405	2	674,156
繰延税金資産		446,374		490,903
金銭の信託	2	30,000	2	30,000
その他		113,754		224,645
流動資産合計		80,948,042		65,715,506
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	806,798	1	760,010
器具備品	1	759,446	1	724,852
土地		1,356,000		1,356,000
有形固定資産合計		2,922,245		2,840,863
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		1,844,549		2,654,296
ソフトウェア仮勘定		608,066		1,097,970
その他		10		-
無形固定資産合計		2,468,448		3,768,090
投資その他の資産				
投資有価証券		24,327,081		26,361,327
関係会社株式		320,136		320,136
長期差入保証金		654,402		627,141
前払年金費用		463,105		434,700
繰延税金資産		711,230		747,085
その他		50,235		45,230
貸倒引当金		23,600		23,600
投資その他の資産合計		26,502,592		28,512,021
固定資産合計		31,893,286		35,120,975
資産合計		112,841,328		100,836,481

(単位：千円)

	第32期 (平成29年3月31日現在)		第33期 (平成30年3月31日現在)	
(負債の部)				
流動負債				
預り金		166,493		359,176
未払金				
未払収益分配金		108,024		174,333
未払償還金		547,707		456,159
未払手数料	2	4,225,009	2	3,905,670
その他未払金	2	2,355,815	2	4,330,584
未払費用	2	3,061,479	2	4,388,803

未払消費税等	351,670	99,010
未払法人税等	756,668	736,829
賞与引当金	843,729	906,167
役員賞与引当金	100,680	125,343
その他	711,633	842,194
流動負債合計	13,228,909	16,324,272
固定負債		
退職給付引当金	590,154	720,536
役員退職慰労引当金	166,458	187,562
時効後支払損引当金	253,070	254,851
固定負債合計	1,009,684	1,162,951
負債合計	14,238,594	17,487,223
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	43,034,713	27,790,911
利益剰余金合計	50,375,303	35,131,500
株主資本合計	97,108,147	81,864,344

(単位：千円)

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券	1,494,586	1,484,913
評価差額金		
評価・換算差額等合計	1,494,586	1,484,913
純資産合計	98,602,734	83,349,257
負債純資産合計	112,841,328	100,836,481

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	81,709,776	75,423,596
投資顧問料	2,396,020	2,723,458
その他営業収益	25,763	48,215
営業収益合計	84,131,560	78,195,269
営業費用		
支払手数料	2 33,975,255	2 30,906,879
広告宣伝費	731,771	730,784
公告費	482	1,000
調査費		
調査費	1,713,892	1,723,057
委託調査費	13,961,993	13,467,029
事務委託費	984,749	864,916
営業雑経費		
通信費	158,915	178,652
印刷費	699,940	467,973
協会費	51,995	50,251
諸会費	9,887	15,328
事務機器関連費	1,611,608	1,635,079
その他営業雑経費	11,925	23,250
営業費用合計	53,912,419	50,064,204
一般管理費		
給料		
役員報酬	331,997	349,359
給料・手当	6,496,165	6,421,837
賞与引当金繰入	843,729	906,167
役員賞与引当金繰入	100,680	125,343
福利厚生費	1,196,210	1,231,033
交際費	14,843	13,012
旅費交通費	233,159	192,192
租税公課	422,030	410,229
不動産賃借料	706,571	678,182
退職給付費用	441,736	423,171
役員退職慰労引当金繰入	48,393	47,889
固定資産減価償却費	1,030,040	1,115,719
諸経費	474,521	450,299
一般管理費合計	12,340,079	12,364,437
営業利益	17,879,061	15,766,627

(単位：千円)

	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業外収益		

受取配当金		243,048		349,402
有価証券利息		0		-
受取利息	2	4,601	2	483
投資有価証券償還益		260,190		81,580
収益分配金等時効完成分		278,148		91,672
その他		4,383		9,989
営業外収益合計		790,372		533,128
営業外費用				
投資有価証券償還損		11,552		30,114
時効後支払損引当金繰入		-		43,182
事務過誤費		218		10,402
その他		4,357		3,829
営業外費用合計		16,128		87,529
経常利益		18,653,304		16,212,226
特別利益				
投資有価証券売却益		259,137		516,394
ゴルフ会員権売却益		-		7,495
特別利益合計		259,137		523,889
特別損失				
投資有価証券売却損		42,248		105,903
デリバティブ解約損		126,228		-
投資有価証券評価損		157,482		102,096
固定資産除却損	1	13,540	1	54
減損損失	3	48,575		-
特別損失合計		388,075		208,054
税引前当期純利益		18,524,367		16,528,061
法人税、住民税及び事業税	2	5,658,953	2	5,252,224
法人税等調整額		103,169		76,092
法人税等合計		5,762,122		5,176,132
当期純利益		12,762,244		11,351,928

（３）【株主資本等変動計算書】

第32期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	57,079,782	64,420,372	111,153,216
当期変動額									
剰余金の配当							26,807,312	26,807,312	26,807,312
当期純利益							12,762,244	12,762,244	12,762,244

株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	14,045,068	14,045,068	14,045,068
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	43,034,713	50,375,303	97,108,147

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,446,576	6,546	1,453,123	112,606,339
当期変動額				
剰余金の配当				26,807,312
当期純利益				12,762,244
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	48,009	6,546	41,462	41,462
当期変動額合計	48,009	6,546	41,462	14,003,605
当期末残高	1,494,586	—	1,494,586	98,602,734

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	43,034,713	50,375,303	97,108,147
当期変動額									
剰余金の配当							26,595,731	26,595,731	26,595,731
当期純利益							11,351,928	11,351,928	11,351,928
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	15,243,802	15,243,802	15,243,802
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,790,911	35,131,500	81,864,344

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,494,586	1,494,586	98,602,734
当期変動額			
剰余金の配当			26,595,731
当期純利益			11,351,928
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	9,673	9,673	9,673
当期変動額合計	9,673	9,673	15,253,476
当期末残高	1,484,913	1,484,913	83,349,257

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

平成34年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
建物	539,649千円	604,123千円
器具備品	1,029,950千円	1,215,234千円

2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
預金	47,798,472千円	41,809,118千円
未収収益	46,963千円	40,621千円
金銭の信託	30,000千円	30,000千円
未払手数料	1,993,055千円	1,577,059千円
その他未払金	2,071,256千円	3,850,734千円

未払費用

456,748千円

430,491千円

（損益計算書関係）

1. 固定資産除却損の内訳

	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
建物	2,392千円	—
器具備品	7,791千円	54千円
ソフトウェア	3,356千円	—
計	13,540千円	54千円

2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
支払手数料	13,862,465千円	11,380,244千円
受取利息	4,375千円	380千円
法人税、住民税及び事業税	4,204,969千円	3,851,536千円

3. 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

第32期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失
東京都千代田区（本社）	自社利用ソフトウェア （遊休資産）	ソフトウェア 仮勘定	48,575千円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグループングとしております。遊休資産については個別資産ごとにグループングを行っております。

当事業年度において、将来の使用見込みがなくなった自社利用ソフトウェアについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、将来の使用見込みがないため、使用価値は零としております。

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

第32期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成28年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	26,807,312千円
1株当たり配当額	126,700円
基準日	平成28年3月31日
効力発生日	平成28年6月29日

- (2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成29年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	26,595,731千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	125,700円
基準日	平成29年3月31日
効力発生日	平成29年6月29日

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成29年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	26,595,731千円
1株当たり配当額	125,700円
基準日	平成29年3月31日
効力発生日	平成29年6月29日

- (2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	11,363,380千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	53,707円
基準日	平成30年3月31日
効力発生日	平成30年6月28日

(リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
1年内	678,116千円	678,116千円
1年超	2,030,029千円	1,351,912千円
合計	2,708,145千円	2,030,029千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第32期(平成29年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	69,212,680	69,212,680	-
(2) 有価証券	36,210	36,210	-
(3) 未収委託者報酬	10,076,022	10,076,022	-
(4) 投資有価証券	24,189,921	24,189,921	-
資産計	103,514,834	103,514,834	-
(1) 未払手数料	4,225,009	4,225,009	-
負債計	4,225,009	4,225,009	-

第33期(平成30年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	54,140,307	54,140,307	-
(2) 有価証券	19,967	19,967	-
(3) 未収委託者報酬	9,770,529	9,770,529	-
(4) 投資有価証券	26,224,167	26,224,167	-
資産計	90,154,972	90,154,972	-
(1) 未払手数料	3,905,670	3,905,670	-
負債計	3,905,670	3,905,670	-

(注1)金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(4)投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

負 債

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
非上場株式	137,160	137,160

子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第32期(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	69,212,680	-	-	-
未収委託者報酬	10,076,022	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	36,210	10,703,761	8,324,138	45,606
合計	79,324,912	10,703,761	8,324,138	45,606

第33期(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	54,140,307	-	-	-
未収委託者報酬	9,770,529	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	19,967	13,110,758	8,593,680	68,714
合計	63,930,804	13,110,758	8,593,680	68,714

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

2. その他有価証券

第32期(平成29年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	17,778,798	15,302,336	2,476,461
	小計	17,778,798	15,302,336	2,476,461
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,447,333	6,769,569	322,236
	小計	6,447,333	6,769,569	322,236
合計		24,226,131	22,071,906	2,154,225

第33期(平成30年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	18,599,111	16,040,884	2,558,227
	小計	18,599,111	16,040,884	2,558,227
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	7,645,023	8,062,990	417,966
	小計	7,645,023	8,062,990	417,966
合計		26,244,135	24,103,874	2,140,260

3.売却したその他有価証券

第32期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	122,688	82,146	21,570
債券	-	-	-
その他	3,439,009	176,991	20,678
合計	3,561,698	259,137	42,248

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	8,169,769	516,394	105,903
合計	8,169,769	516,394	105,903

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について157,482千円（その他有価証券のその他157,482千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について102,096千円（その他有価証券のその他102,096千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,997,931 千円	3,649,089 千円

勤務費用	199,166	184,120
利息費用	22,711	27,829
数理計算上の差異の発生額	40,934	56,895
退職給付の支払額	183,403	188,683
過去勤務費用の発生額	653,618	-
退職給付債務の期末残高	3,649,089	3,729,252

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
年金資産の期首残高	2,678,827 千円	2,698,738 千円
期待運用収益	47,553	48,080
数理計算上の差異の発生額	7,066	47,759
事業主からの拠出額	107,823	102,564
退職給付の支払額	142,532	173,748
年金資産の期末残高	2,698,738	2,723,393

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	3,471,120 千円	3,374,562 千円
年金資産	2,698,738	2,723,393
	772,381	651,168
非積立型制度の退職給付債務	177,969	354,690
未積立退職給付債務	950,350	1,005,858
未認識数理計算上の差異	207,810	169,893
未認識過去勤務費用	615,490	550,128
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	127,049	285,836
退職給付引当金	590,154	720,536
前払年金費用	463,105	434,700
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	127,049	285,836

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
勤務費用	199,166 千円	184,120 千円
利息費用	22,711	27,829
期待運用収益	47,553	48,080
数理計算上の差異の費用処理額	54,327	47,053
過去勤務費用の費用処理額	38,127	65,361
その他	28,533	4,780
確定給付制度に係る退職給付費用	295,314	281,066

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額等です。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
債券	62.9 %	62.2 %
株式	33.3	34.7
その他	3.7	3.1
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
割引率	0.061～0.90%	0.069～0.67%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度146,421千円、当事業年度142,105千円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	455,165千円	445,379千円
投資有価証券評価損	242,551	223,512
ゴルフ会員権評価損	295	-
未払事業税	124,367	135,805
賞与引当金	260,374	277,468
役員賞与引当金	11,509	12,235
役員退職慰労引当金	50,969	57,431
退職給付引当金	180,726	220,628
減価償却超過額	19,277	13,690
委託者報酬	217,902	257,879
長期差入保証金	14,803	23,262
時効後支払損引当金	77,490	78,035
連結納税適用による時価評価	236,450	200,331
その他	68,614	82,168
繰延税金資産 小計	1,960,499	2,027,829
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	1,960,499	2,027,829
繰延税金負債		
前払年金費用	141,802	133,105

連結納税適用による時価評価	1,447	1,382
その他有価証券評価差額金	659,638	655,348
その他	3	4
繰延税金負債 合計	802,893	789,840
繰延税金資産の純額	1,157,605	1,237,989

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 第32期（平成29年3月31日現在）及び第33期（平成30年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第32期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）及び第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第32期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）及び第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（１）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第32期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
----	--------	-----	-----	-------	----------------	-----------	-------	------	----	------

親会社	(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税 役員の兼任	連結納税に伴う支払	4,204,969 千円	その他未払金	2,071,256 千円
親会社	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 51.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	5,983,874 千円	未払手数料	716,117 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料	662,992 千円	未払費用	352,297 千円
主要株主	(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 15.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	7,878,591 千円	未払手数料	1,276,937 千円

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に伴う支払	3,851,587 千円	その他未払金	3,850,734 千円
親会社	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 51.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	5,528,131 千円	未払手数料	665,262 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料	664,152 千円	未払費用	348,142 千円

主 要 株 主	㈱三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 15.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	5,852,112 千円	未払手数料	921,796 千円
------------------	------------	---------	------------------	-----	--------------------	-------------------------------	-------------------	-----------------	-------	---------------

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

連結納税については、連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第32期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同 一 の 親 会 社 を 持 つ 会 社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券㈱	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	6,532,238 千円	未払手数料	933,908 千円

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
--------	------------	-----	-----	-----------	----------------------------	---------------	-------	------	----	------

同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券㈱	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払	6,263,571 千円	未払手数料	907,290 千円
-------------	--------------------------------	-----------------	---------------	-----	----	---	-------------------------------	-----------------	-------	---------------

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	第32期 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）	第33期 （自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
1株当たり純資産額	466,028.30円	393,935.45円
1株当たり当期純利益金額	60,318.47円	53,652.87円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第32期 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）	第33期 （自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）
当期純利益金額（千円）	12,762,244	11,351,928
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	12,762,244	11,351,928
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

（単位：千円）

第34期中間会計期間
（平成30年9月30日現在）

（資産の部）

流動資産

現金及び預金	46,097,117
有価証券	3,465,878

前払費用		508,670
未収入金		114,195
未収委託者報酬		10,467,520
未収収益		631,208
金銭の信託		30,000
その他		160,228
流動資産合計		61,474,819
固定資産		
有形固定資産		
建物	1	639,152
器具備品	1	656,022
土地		628,433
有形固定資産合計		1,923,608
無形固定資産		
電話加入権		15,822
ソフトウェア		2,634,028
ソフトウェア仮勘定		1,536,952
無形固定資産合計		4,186,802
投資その他の資産		
投資有価証券		21,198,707
関係会社株式		320,136
投資不動産	1	826,671
長期差入保証金		613,037
前払年金費用		424,967
繰延税金資産		1,265,831
その他		45,230
貸倒引当金		23,600
投資その他の資産合計		24,670,982
固定資産合計		30,781,393
資産合計		92,256,213

(単位：千円)

第34期中間会計期間
(平成30年9月30日現在)

(負債の部)

流動負債		
預り金		224,194
未払金		
未払収益分配金		155,174
未払償還金		454,125
未払手数料		4,195,495
その他未払金		2,309,988
未払費用		3,556,319
未払消費税等	2	333,072
未払法人税等		723,164
賞与引当金		881,975

役員賞与引当金	70,050
その他	931,859
流動負債合計	13,835,420
固定負債	
長期未払金	43,200
退職給付引当金	787,034
役員退職慰労引当金	118,643
時効後支払損引当金	250,090
固定負債合計	1,198,968
負債合計	15,034,389
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000,131
資本剰余金	
資本準備金	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712
利益剰余金	
利益準備金	342,589
その他利益剰余金	
別途積立金	6,998,000
繰越利益剰余金	21,681,136
利益剰余金合計	29,021,726
株主資本合計	75,754,570

(単位：千円)

第34期中間会計期間 (平成30年9月30日現在)	
評価・換算差額等	
その他有価証券	1,467,253
評価差額金	
評価・換算差額等合計	1,467,253
純資産合計	77,221,823
負債純資産合計	92,256,213

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第34期中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	36,137,201
投資顧問料	1,348,173
その他営業収益	10,117
営業収益合計	37,495,493

営業費用		
支払手数料		14,727,452
広告宣伝費		341,268
公告費		250
調査費		
調査費		894,565
委託調査費		6,331,927
事務委託費		477,661
営業雑経費		
通信費		88,950
印刷費		221,937
協会費		24,807
諸会費		8,174
事務機器関連費		861,234
営業費用合計		23,978,229
一般管理費		
給料		
役員報酬		172,324
給料・手当		2,826,697
賞与引当金繰入		881,975
役員賞与引当金繰入		70,050
福利厚生費		614,206
交際費		6,039
旅費交通費		98,159
租税公課		208,364
不動産賃借料		330,556
退職給付費用		215,629
役員退職慰労引当金繰入		25,499
固定資産減価償却費	1	595,226
諸経費		232,738
一般管理費合計		6,277,466
営業利益		7,239,797

(単位：千円)

第34期中間会計期間

(自 平成30年4月1日

至 平成30年9月30日)

営業外収益		
受取配当金		135,921
受取利息		205
投資有価証券償還益		8,893
収益分配金等時効完成分		39,613
受取賃貸料		5,484
その他		10,239
営業外収益合計		200,357
営業外費用		
投資有価証券償還損		16,309
賃貸関連費用	1	25,983

その他	528
営業外費用合計	42,820
経常利益	7,397,334
特別利益	
投資有価証券売却益	420,066
特別利益合計	420,066
特別損失	
投資有価証券売却損	80,356
投資有価証券評価損	62,310
固定資産除却損	3,345
商標使用料	90,000
特別損失合計	236,012
税引前中間純利益	7,581,388
法人税、住民税及び事業税	2,347,830
法人税等調整額	20,048
法人税等合計	2,327,781
中間純利益	5,253,606

(3) 中間株主資本等変動計算書

第34期中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,790,911	35,131,500	81,864,344
当中間期変動額									
剰余金の配当							11,363,380	11,363,380	11,363,380
中間純利益							5,253,606	5,253,606	5,253,606
株主資本以外の 項目の当中 間 期 変 動 額 (純額)									
当中間期変動額 合計	—	—	—	—	—	—	6,109,774	6,109,774	6,109,774
当中間期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	21,681,136	29,021,726	75,754,570

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,484,913	1,484,913	83,349,257
当中間期変動額			
剰余金の配当			11,363,380
中間純利益			5,253,606
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	17,659	17,659	17,659
当中間期変動額合計	17,659	17,659	6,127,434
当中間期末残高	1,467,253	1,467,253	77,221,823

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に

備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

[表示方法の変更]

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

[注記事項]

（中間貸借対照表関係）

1 減価償却累計額

	第34期中間会計期間 (平成30年9月30日現在)
建物	524,318千円
器具備品	1,274,989千円
投資不動産	133,640千円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

1 減価償却実施額

	第34期中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
有形固定資産	111,368千円
無形固定資産	483,858千円
投資不動産	724千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第34期中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581

合計	211,581	-	-	211,581
----	---------	---	---	---------

2. 配当に関する事項

平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	11,363,380千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	53,707円
基準日	平成30年3月31日
効力発生日	平成30年6月28日

（リース取引関係）

第34期中間会計期間(平成30年9月30日現在)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	677,036千円
1年超	1,013,934千円
合 計	1,690,971千円

（金融商品関係）

第34期中間会計期間(平成30年9月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

平成30年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	46,097,117	46,097,117	-
(2) 有価証券	3,465,878	3,465,878	-
(3) 未収委託者報酬	10,467,520	10,467,520	-
(4) 投資有価証券	21,061,547	21,061,547	-
資産計	81,092,063	81,092,063	-
(1) 未払手数料	4,195,495	4,195,495	-
負債計	4,195,495	4,195,495	-

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(4)投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。

負 債

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（中間貸借対照表計上額137,160千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注３）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（有価証券関係）

第34期中間会計期間（平成30年9月30日現在）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	17,134,450	14,614,710	2,519,740
	小 計	17,134,450	14,614,710	2,519,740
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	7,392,975	7,797,908	404,933
	小 計	7,392,975	7,797,908	404,933
合 計		24,527,425	22,412,618	2,114,807

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額137,160千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第34期中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第34期中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（１）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

１株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第34期中間会計期間 (平成30年9月30日現在)
1株当たり純資産額	364,975.22円
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	77,221,823
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	77,221,823
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(株)	211,581

１株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第34期中間会計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	24,830.23円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	5,253,606
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	5,253,606
普通株式の期中平均株式数(株)	211,581

(注) 潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業

者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

資本金の額：324,279百万円（2018年3月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

名称	資本金の額 (2018年3月末現在)	事業の内容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	48,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
高木証券株式会社	11,069 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（１）受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

（２）販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2018年11月末現在）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第３【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2018年 7月31日	臨時報告書
2018年 8月13日	有価証券届出書
2018年 8月13日	有価証券報告書
2018年10月31日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成30年6月27日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 弥永 めぐみ 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 青木 裕晃 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成30年12月19日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取締役会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ欧豪リートファンド（毎月決算型）の平成30年5月15日から平成30年11月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ欧豪リートファンド（毎月決算型）の平成30年11月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年12月3日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士

青

木

裕

晃

印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

伊

藤

鉄

也

印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第34期事業年度の中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の平成30年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。